



乳児院の現状と今後について

愛知県乳児院協議会 会長 伊藤 貴之

①はじめに

全国には2021（令和3）年10月1日現在において、145施設の乳児院が設置されています。そのすべての乳児院が全国組織である「全国乳児福祉協議会（以下、全乳協）」に加入しています。

これまでに全乳協は、乳幼児をとりまくその時代背景のさまざまな社会的要請に応えるために、乳児院に期待され求められる役割や機能と、それらに立ち向かうための現状分析と課題を整理したうえで、創意工夫を重ねて新たな取り組みと実践につないできました。

全乳協は2020（令和2）年11月に創立70年を迎えました。その歩みは、まさに要保護乳幼児の養育とその家庭への支援等の専門性の向上に努めてきた歴史でもあります。

2016（平成28）年改正児童福祉法、2017（平成29）年新しい社会的養育ビジョン、2018（平成30）年都道府県社会的養育推進計画の策定要領等をはじめ、関連する政策動向を踏まえつつ、2019（令和元）年9月に「『乳幼児総合支援センター』をめざして」をとりまとめ、各々の乳児院とその地域のニーズに合わせてメニューを選択し、要保護乳幼児とその家庭への支援等の質の向上に努めること（高機能化）をベースとしながら、地域の子育て支援、里親支援および地域社会への公益的な貢献業務等（多機能化）について専門機能と専門人材を地域に有効活用され、さらなる発展をめざすものとなっています。

愛知県児童福祉施設長会の機関誌「朋」13号の特集寄稿にあたり、全国および愛知県の乳児院の現状と今後の展望とあわせて、乳児院で生活している子どもたちの状況とそれを支えるスタッフの専門性についてまとめさせていただきます。なお、「朋」の購読者の約半数が学生さんですので、乳児院の実状について関心を持ち理解を深められるように、初歩的な現場目線の

内容といたします。

②全国の乳児院の現状

「2019（令和元）年度全国乳児院入所状況実態調査報告書」（2021（令和3）年3月全乳協発行：全33ページ）の統計から一部を抜粋して記載します。

ア) 措置入所の概要【年間入所人数1,902人】

入所時点年月日齢

7日以内 148人(7.8%)	～1月未満 280人(14.7%)	～3月未満 373人(19.6%)
～6月未満 227人(11.9%)	～1歳未満 296人(15.6%)	～2歳未満 423人(22.2%)
～3歳未満 108人(5.7%)	3歳以上 47人(2.5%)	

乳児の入所が69.6%（内新生児は22.5%）ですので、乳児院のスタッフは乳児の養育に習熟した専門性が求められます。

入所理由

虐待 759人(39.9%)	精神・知的障害 432人(22.7%)	経済困難 120人(6.3%)
離婚 108人(5.7%)	母未婚 103人(5.4%)	その他 380人(20.0%)

乳児に対する虐待は心身に重大な影響があり、特に頭部重傷、手足骨折、栄養失調の比率が高いです。後遺症に対する医療的ケアや療育が必要となります。

心身状況

病虚弱等 857人(45.0%)	障害等 43人(2.3%)	健全 1,002人(52.7%)
---------------------	------------------	---------------------

親が精神疾患や知的障害等により養育力が心配かつ、子ども自身にも養育に特別な配慮が必要な持病・障害等がある場合には、乳児院に入所するケースが多い傾向です。



イ) 措置入所およびそれ以外の入所等の概要

年間実人数10,035人の内訳

措置入所 861人(8.6%)	一時保護後措置 1,041人(10.4%)	一時保護のみ 2,329人(23.2%)
私的契約 151人(1.5%)	レスパイトケア 263人(2.6%)	ショートステイ等 5,390人(53.7%)

緊急を含む一時保護が33.6%あり、子どもに関する情報が少ないことが多く、児童相談所を中心に関係機関と連携して早期のアセスメントが重要です。入所後に待たなしの離乳食の提供についても、手探りで慎重に取り組むことが多いです。

ウ) 措置入所と一時保護委託のみの概要

年間延べ人数1,090,353人の内訳

措置入所 941,130人(86.3%)	一時保護 149,223(13.7%)
-------------------------	------------------------

1年間を通じて乳児院で生活している児童の13.7%は一時保護委託の子どもたちであることが現状です。安全と安心に加えて、安定にも配慮の必要性を日々感じています。

エ) 子どもの養育と家庭を支援する職員の概要

職員数6,048人(非常勤も含む)の内訳

保育士 2,750人(45.5%)	看護師 762人(12.6%)	調理員 458人(7.6%)
事務員 232人(3.8%)	児童指導員 206人(3.4%)	栄養士 190人(3.1%)
洗濯清掃員 185人(3.1%)	家庭支援 専門相談員 177人(2.9%)	医師 160人(2.6%)
施設長 140人(2.3%)	心理士 138人(2.3%)	個別対応職員 134人(2.2%)
里親支援 専門相談員 124人(2.1%)	その他 392人(6.5%)	

保育士が約半数です。保育所と違い、通院、看病、与薬についても看護師とともに行います。(保育看護)担当養育制により、担当児の諸々の準備と管理を行います。(衣類や靴の購入等)日課(生活のリズム)に合わせた身辺介助等が一番大きなウエイトです。

看護師は医師の指示で行う看護師に限定されている業務があります。また、病虚弱児、要療育児、専門病院定期受診必要児などを主に担当します。

相談員は保護者、里親、児童相談所、関係機関等と情報共有して、ケース全体を把握して対応します。

栄養士(調理員)は毎日の給食業務全般を行います。(朝食、昼食、間食、夕食、離乳食、ミルク)また、医師の指示による食事提供を行います。(アレルギー制限食、上気道炎等の対応食、胃腸炎等の対応食)

未熟な乳幼児、病虚弱児、障がい児等の健康と乳幼児突然死症候群や不慮の事故防止等の安全確保のために目を離すことができません。

③近年のあゆみ(特に最近約20年間の振り返り)

昨今の乳児院は、都道府県社会的養育推進計画に基づき、小規模化、高機能化、多機能化等の実現に向けて、計画完了時期である約10年後を見据えて取り組んでいるところですが、こうした国の動向に対し、全乳協は厚生労働省の各種検討会議等において、乳児院がアタッチメント形成とファミリーソーシャルワークを軸とする「乳幼児総合支援センター」としての役割を担うことを提言してきました。

特に最近約20年間は、乳児院を必要とする子どもと家庭の状況や、乳児院が取り組む各種支援の現状において、乳児院がすでに高機能化や多機能化の歩みをすすめていることが実態調査により明らかであり、国から突然のように政策的に求められた事項ではなく、いわゆる持ち出しで現場が取り組んできたことに対して、後押しするような施策の充実を要望したものです。

ア) 20年の歩み

1991(平成3)年8月:乳児院の将来構想~地域における子育て支援センター化~

地域育児支援、専門職育成、病虚弱児養育、地域病後児保育、母子の宿泊など地域子育て支援への契機
1996(平成8)年3月:子育て支援センター・乳幼児ホーム構想

子どもの権利に関する条約批准、ケアの連続性(乳児から乳幼児へ:年齢要件の緩和)、緊急一時保護、里親支援、育児相談、子育てサロンなど

2003(平成15)年3月:21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会報告書



特集Ⅱ：乳児院の現状と将来展望

被虐待児ケア、子どもへのケアから子どもと家庭へのケアへ、入所養育を中核に多機能型、地域の社会資源など児童虐待防止法改正への対応も含む

2004（平成16）年10月：乳児院機能の具現化に向けたモデル事業

- ・乳幼児虐待ケアセンター
- ・地域における子育て支援センター
- ・乳幼児ホーム（幼稚園就園が制度化される）年齢要件の再緩和

2012（平成24）年9月：乳児院の将来ビジョン検討委員会報告書

「社会的養護の課題と将来像（厚生労働省）」のなかで、乳児院の課題とされた、一時保護機能、専門的機能の充実、養育単位の小規模化、保護者支援と地域支援の充実等を踏まえて、適切な養育環境を保障するために、全ての乳児院が基本的に備えるべき機能を「法的必須義務機能」と位置づけ、各乳児院の実情によって展開する機能を「選択機能」とする乳児院の将来ビジョンフロー図を提言

イ) 「乳幼児総合支援センター」の公表

2019（令和元）年9月：「乳幼児総合支援センター」をめざして～乳児院の今後のあり方検討委員会報告書～

「新しい社会的養育ビジョン」の公表に衝撃を受け、乳児院は入所養育のさらなる質の向上と支援の充実を図ることが最大の強みと再確認する。実態調査をエビデンスとして、児童虐待の深刻化、健全な乳幼児の減少、精神疾患など関わりの難しい保護者に対応し多くを家庭復帰、ケアニーズの非常に高いケースとは医療的ケアにとどまらず身体面、心理面、社会面、家庭の課題も支援の対象としなければならない。「乳幼児総合支援センター」は乳児院の小規模化、高機能化、多機能化等の具体的な姿を示すもの。これらの取り組みを可能とする法制度、施策の整備が不可欠とし、職員配置の大幅な改善を重点化。国に対して義務的経費化を強く要請

④愛知県の乳児院の現状と今後

愛知県の乳児院で生活している子どもたちとその家

庭の状況および職員の状況については、概ね全国の状況と相違ありませんので割愛しますが、設置状況と今後の計画についてふれます。養育単位の小規模化により定員は減少（104人から95人）しますが、施設数は増加（4施設から5施設へ）します。また、知多半島圏域（保健医療福祉）に乳児院が新設されるので地域支援が充実します。さらに里親支援機関、一時保護専用施設、ケアニーズの非常に高い乳幼児のケアなどを含めた多機能化もメニューが制度化されていますので、各乳児院の実状に応じて選択的に計画されています。

ア) 設置の現状（4施設で定員合計104人）

施設名 定員:所在地	小規模グループ ケア実施数	その他
豊橋ひかり乳児院 44人:豊橋市	4人×2G	
ひよこハウス 20人:岡崎市	0G	
赤ちゃんの家さくらんぼ 20人:犬山市	4人×2G	
竜陽園 20人:小牧市	4人×2G	

イ) 今後の計画（5施設で定員合計95人）

施設名 定員:所在地	小規模グループ ケア実施数	その他
豊橋ひかり乳児院 28人:豊橋市	4人×7G	一時保護専用ユニット ショートステイユニット 児童家庭支援センター
ひよこハウス 20人:岡崎市	0G	
赤ちゃんの家さくらんぼ 20人:犬山市	4人×5G	産前産後母子支援 フォスタリング機関
竜陽園 15人:小牧市	4人×3G 3人×1G	
波うさぎ 12人:東浦町	4人×3G	フォスタリング機関

⑤乳児院における日常の養育内容

赤ちゃんの身辺ケアは健常児であっても、言うまでもなく全介助です。新生児であれば約3時間ごとの授乳、排気と溢乳等のケア（必要に応じて肌着交換等）適時のオムツ交換、判例基準である15分ごとの呼吸と体位確認、沐浴、スキンケア、抱っこ、泣いたとき



の対応、ベッドメイキング、哺乳瓶等の器具衛生管理など、乳児の養育に習熟したスタッフでも目いっぱいです。さらに最近の傾向として、所属する竜陽園でも、いわゆる「ケアニーズが高いケース」の入所もありますので、それらの概要についてご説明いたします。

ア) 健常児でも感染症等の病気に看護が必要

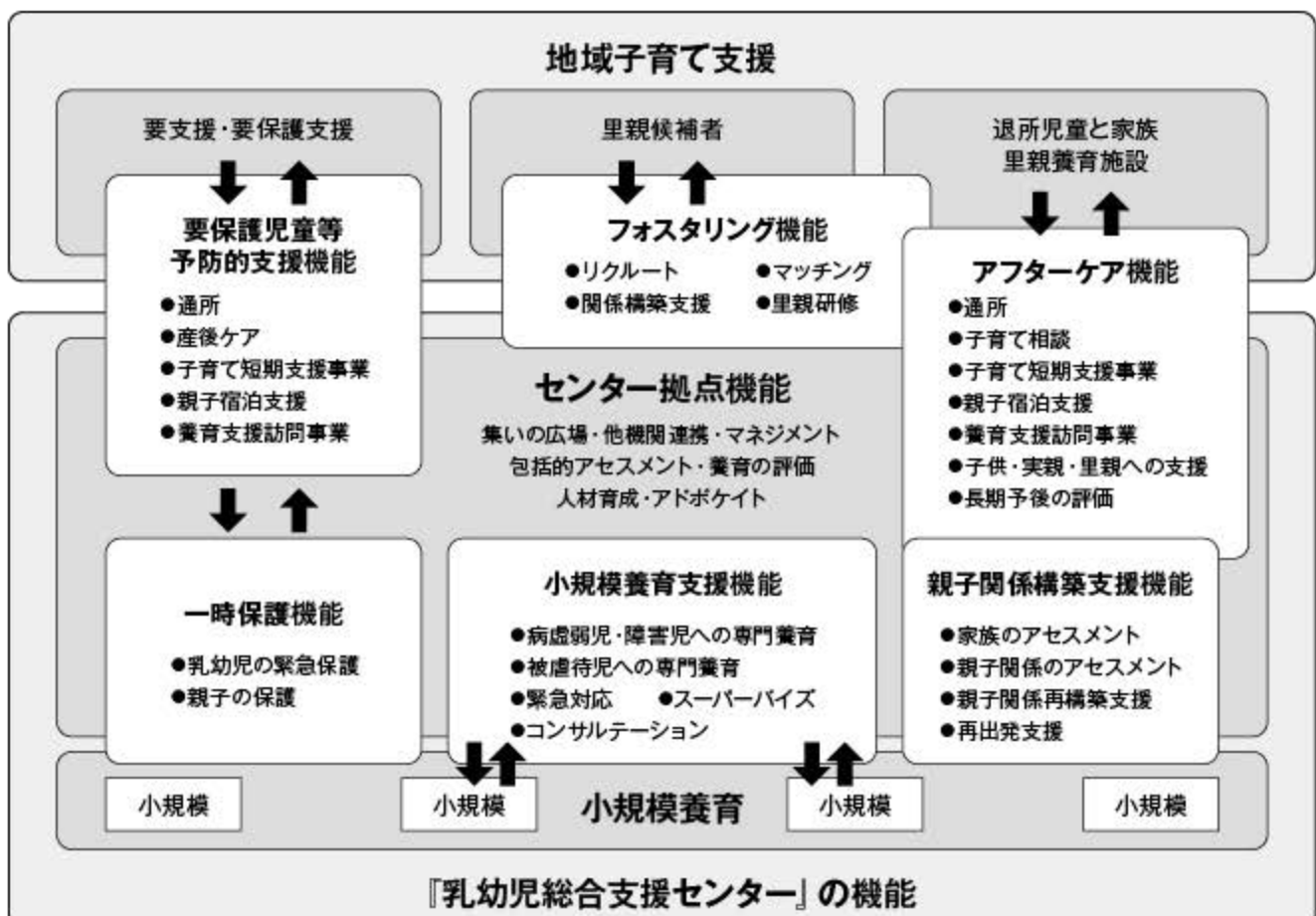
入所児のAちゃんが親元に一泊二日の帰省をしたときに、Aちゃんの兄が通う保育園で流行していた感染性胃腸炎に兄が感染し、帰省で接点のあったAちゃんも施設にもどった後に発症しました。その後の10日間ほどは他の複数の入所児も次々に発症しました。乳児はベッドサイドやプレールームの床に突然嘔吐するので、吐しゃ物の管理が難しく感染拡大防止が困難です。また、授乳困難な症状と脱水、低血糖、吐物による気道閉塞など命にかかわるような重症にならないように医師の指示に基づいた熟練した看病が必要です。

イ) 身体的虐待

Bちゃんは原因不明の大腿骨骨折のため専門病院退院直前で入所しました。腹部から片足膝までのギブスでオムツ交換や入浴に加えて、遠方の専門病院への通院に努めました。Cちゃんは頭蓋内出血と眼底出血のため専門病院退院直前で入所しました。脳の萎縮により授乳やその後の離乳食も摂食困難でした。運動面の発達遅滞と視力が悪いことによる学習も困難でした。複数の診療科の通院と療育訓練の継続に努めました。

ウ) 病虚弱児

Dちゃんは先天性の重症心臓疾患でした。入所中に専門病院で複数回の手術を行い、その都度病室にスタッフがシフトで付き添いも行いました。24時間酸素投与が必要でいつ急変するか予測がつかない症状でしたので、パルスオキシメーターの警告音がいつもスタッフの意識の中にある状況で、精神的に押しつぶされながら努めました。





エ) 関わりの難しい保護者

Eちゃんの母親は知的と精神の障害がありました。要保護児童対策地域協議会のケースで、親元での安全な養育は困難と判断され、一時保護委託を経て家庭裁判所の審判により措置入所となりました。しばらくしてから面会通信制限が解除され、最初は電話対応に苦慮しました。その後面会が始まると施設に立てこもり帰宅しなかったり、発作で卒倒したり、スタッフに暴言暴行など警察官が出勤する事態がありました。正直施設のスタッフの努力だけでは対応できないので、毎回児童相談所の立会により助けていただきました。

オ) 外部から評価されにくい専門性

乳児院のスタッフとして大切なことは、子どもたちの養育とその家庭への支援において、熟練した専門性が必要であると同時に、保護者および関係機関等から求められることや期待されることに応えられるように努めることです。このことは措置制度における「公的責任」を担い果たしていくことでもあると思います。

しかし、スタッフの「ガンバリ」は、情報管理の観点からも乳児院の業界からは発信することもなく、入所児が成長してからも乳児期の記憶の観点から発言してくれることもなく、一般的に外部から「知られない」＝「評価されない」宿命ですが、常時丁寧な身辺介助、保健衛生、安全対策（事故予防）など、子どもたちから目を離すことなく適時即応したケアに努めています。

⑥おわりに（今後のあり方）

今後の乳児院に求められる機能として、今まで以上に地域社会に役立つ児童福祉施設となるため、地域の要保護児童対策および社会的養護の課題を踏まえて、従来の乳児院の機能をさらに充実強化（高機能化）し、かつ地域のニーズに応えることができるように、種々のメニューの中から可能な機能の付設（多機能化）を選択して進めていくことが大切であると思います。

「乳幼児総合支援センター」の全体像は前ページ図を参照してください。具体的なポイントとして、「要保護児童等予防的支援機能（親子の通所、産後ケア、

親子の宿泊、養育支援訪問）」、「一時保護機能（親子の一時保護）」、「フォスターリング機能」「アフターケア機能（親子の宿泊、養育支援訪問、長期予後支援）」など、公益的な地域貢献が期待されています。あわせて、「乳児院における「権利擁護」とは」＝2015（平成27）年9月全乳協発行＝に基づき、乳幼児への権利擁護意識をさらに高めていくことがとても大切であると思います。

